

## 構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針

平成 30 年 9 月 7 日  
構造改革特別区域推進本部決定

これまでの構造改革特別区域の提案に対する政府の対応方針において「関係府省庁において今後前向きに検討を進める」とされた規制改革事項について検討を行った。

また、構造改革特別区域推進本部令第1条第2項に基づき、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会は、特区における特定事業の実施状況について評価を行い、平成30年4月24日、「特区において講じられた規制の特例措置のあり方に係る評価意見」を取りまとめた。

構造改革特別区域推進本部は、これらを踏まえ、今後の政府の対応方針について、以下のとおり決定する。

### **1. 規制改革事項等に対する対応方針**

#### **(1) 特区において講ずる規制の特例措置**

特区において講ずる規制の特例措置は、別紙1のとおりとする。

#### **(2) 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項**

関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項は、別紙2のとおりとする。関係府省庁は、その検討内容及び進捗状況について内閣府に所要の報告を行い、内閣府は、提案の趣旨を損なわないよう適切にフォローアップしていくものとする。

### **2. 評価・調査委員会の評価意見に対する対応方針**

全国展開に関して再度評価を行うこととする規制の特例措置については、別紙3に掲げる今後の対応方針に基づき、所要の対応を行うものとする。

別紙1 構造改革特別区域において講ずる規制の特例措置〔A分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	規制の特例措置の概要	所管府省庁
1229	回送運行効率化事業	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第36条の2第1項第1号 道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第26条の5	自動車運送船からの陸揚げ地点若しくは自動車運送船への積込み地点と自動車整備工場若しくは駐車場等間の回送又は駐車場等間の回送については、一定の代替措置を講じることを条件に後面の回送運行許可番号標の表示を省略することができる。	国土交通省

## 別紙2 関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項等〔F分類〕

番号	事項名	規制の根拠法令等	検討の概要	実施時期	所管府省庁
823	職業能力開発短期大学校から大学への編入学	学校教育法（昭和22年法律第26号）第108条第7項、第122条、第132条等	<p>中央教育審議会における議論の結果、平成26年9月、職業能力開発短期大学校等（以下、「職能大等」という。）における学修について、大学における単位認定の対象とすることを可能とする告示改正を行った。当該議論においては、職能大等から大学への編入学を可能とするためには、職能大等における学修が、①実態に照らして、大学相当の教育であると認められる内容であること、②そのことを認めるために、大学における単位として、実際に認定を受けている実績があることが必要であるとの指摘がなされたところ。</p> <p>これを踏まえ、文部科学省において、全大学を対象として、職能大等における学修を単位認定した実績について調査を行ったところ、平成27・28年度実績は0名、平成29年度実績は全国で1名であった（回答率：27年度61.9%、28・29年度56.1%）。</p> <p>上述の告示改正後、これまでに3年が経過しているにも関わらず、十分な単位認定の実績が認められないことから、現段階で編入学を可能とする状況にないものとする。</p> <p>文部科学省としては、今後も必要に応じて申請団体と意見交換を行い、当該団体内の職能大等が大学との間で単位認定等の取組を進めることを求めるとともに、全大学に対し職能大等との単位認定等について周知し、単位認定の状況の把握に努め、その実績を見ながら2021年度までに制度改正について検討を行うこととする。</p>	2021年度までの間に検討	文部科学省

別紙3 全国展開に関して再度評価を行う規制の特例措置

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管府省庁
409	地方公務員に係る 臨時的任用事業	通常1年以内しか認められない地方公務員の臨時的任用について、地域固有の課題に対応する必要等がある場合は、1年を超えて任用を認める。	関係府省庁は、任期付採用制度及び改正地方公務員法の周知・普及に努め、臨時・非常勤職員の任用の適正化を図る中で、認定地方公共団体における任用根拠の見直しや任期付採用制度・会計年度任用職員制度等の活用状況、さらにはこれらの制度による特例措置の充足性などについて分析を行う。 その上で、評価・調査委員会は、認定地方公共団体の任期付採用制度・会計年度任用職員制度等への移行状況やその運用状況、さらには新規認定の申請状況等を踏まえ、2021年度に改めて評価を行う。再評価の際、関係府省庁は、上記対応の結果を評価・調査委員会に報告する。	2021年度に評価を行う。	総務省
910	病院等開設会社による 病院等開設事業	株式会社が高質な医療を提供する病院・診療所を開設できる。	関係府省庁は、診療領域について、事業者の拡大の要望も踏まえ、検討を行い、2018年度に評価・調査委員会に検討状況を報告することとし、評価・調査委員会は、その内容について議論を行い、一定の結論を得る。その上で、関係府省庁は改善点等について情報提供・周知・助言に努め、評価・調査委員会はその後の事業の実施状況等を踏まえ2021年度までに改めて評価を行う。	2018年度に関係府省庁から診療領域見直しの検討結果の報告を受け、評価・調査委員会で一定の結論を得た後、実施状況等を踏まえ2021年度までに評価を行う。	厚生労働省
920	公立保育所における 給食の外部搬入方式の容認事業	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。	関係府省庁は、各自治体が保育行政の効率化を試みる際に、保育所の小規模保育事業への移行措置等の他の既存政策での対応を検討・実施することが可能となるよう、モデルケース等も含めて情報提供・周知・助言を行う。 また、前回の評価意見においてみられたアレルギー児や体調不良児への対応等における弊害が引き続き存続していることも踏まえ、保育所の食事提供のリスク低減のため、改めてガイドライン等の周知・徹底を行うとともに、これらを含む具体的なリスク低減策を検討し、その実施を各保育所等へ求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、弊害解消策の構築に向けた取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた保育所の対応、運営改善の状況及び弊害解消策を評価・調査委員会に報告し、委員会は、政府の「子育て安心プラン」の推進状況等も踏まえ、2021年度までに改めて評価を行う。	2021年度までに評価を行う。	厚生労働省
939	児童発達支援センターにおける 給食の外部搬入方式の容認事業	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	関係府省庁は、児童発達支援センターの食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた児童発達支援センターの対応、運営改善の状況及び障害児の種類や重度も考慮したリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。	2021年度までに関係府省からリスク低減策等の検討結果の報告を受け、特例措置920の評価も踏まえ評価を行う。	厚生労働省

基本方針 別表1の番号	特定事業 の名称	特区における規制の 特例措置の内容	今後の対応方針	評価時期	所管府省庁
2001	公立幼保連携型 認定こども園に おける給食の外部 搬入方式の容 認事業	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。	関係府省庁は、認定こども園の食事提供のリスク低減のため、具体的な方策を検討し、その実施を各施設に求め、調査等によるモニタリングにより実施状況及び効果を検証しつつ、リスク低減の取組を着実に実施する。 関係府省庁は、これらの取組を踏まえた認定こども園の対応、運営改善の状況及びリスク低減策について2021年度までに評価・調査委員会に報告する。 評価・調査委員会は、2021年度までに行う「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」の評価も踏まえ、改めて評価を行う。	2021年度までに関係府省からリスク低減策等の検討結果の報告を受け、特例措置920の評価も踏まえ評価を行う。	内閣府